

議 会 議 案 第 2 号

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月22日提出

新居浜市議会議員	田	窪	秀	道
新居浜市議会議員	白	川		誉
新居浜市議会議員	伊	藤	嘉	秀
新居浜市議会議員	藤	田	誠	一
新居浜市議会議員	小	野	辰	夫
新居浜市議会議員	伊	藤	謙	司
新居浜市議会議員	伊	藤	優	子
新居浜市議会議員	仙	波	憲	一
新居浜市議会議員	近	藤		司

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が日本を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、滞在期間が短い外国人にとっては保険料がいわゆる掛け捨てになるおそれが高いことから、平成6年の法改正により日本を離れる外国人を対象に制度化されたものです。脱退一時金の裁定件

数は増加傾向にあり、令和4年度は11万件に達しております。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、永住資格などの申請が可能であり、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げる制度となっておりません。また、再入国を妨げていないことから、後に日本で再度就労することが可能であり、仮に日本に在留を続け生活が困窮した場合は生活保護の支給対象となります。

外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業及び建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種であります。日本国籍を有する者は公的年金を脱退することはできず、特に派遣社員が雇い止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じ、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

無年金、低年金で日本に在留を続ける外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金の請求に当たっては、永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、国においては地方財政を圧迫しないよう実態把握を進め、必要な制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛

法務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

出入国在留管理庁長官

提案理由

口頭說明